令和９年度
宝塚市立地域児童育成会入所案内

・令和９年４月入所　受付期間

(※就労での申請の場合、**令和９年４月１日**に就労されていることが入所要件となります)

低学年(新１年生～3年生)及び支援を要する児童(全学年)

早期申請一次　令和８年11月４日～令和８年11月30日(必着)

早期申請二次　令和９年１月６日～令和９年１月15日(必着)

全学年(新１年生～6年生)

早期申請三次　令和９年２月１日～令和９年２月10日(必着)

※期限厳守。申請書類の配布は行いませんのでご自身で印刷し申請、または下記二次元コードからオンライン申請をお願いします。

提出書類

各種申請様式は宝塚市ホームページの検索 ID(1063870)から印刷をお願いします。

下記二次元コードを読み取っていただいても各種申請様式のホームページにつながります。

提出書類については P21【提出書類チェックリスト】をご確認ください。

・お問い合わせ先
〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号
宝塚市子ども未来部アフタースクール課　(TEL　0797-77-2030　直通)

目次

① 令和 9 年度地域児童育成会(学童保育)入所児童募集要項1～4

② 地域児童育成会延長保育説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6

③ 自営業の方の添付資料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8

④ 育成料の減免について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～10

⑤ 地域児童育成会の入所申請にかかる取り扱いについて11～12

⑥ 宝塚市立地域児童育成会の入所許可の取り消しに関する基準

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和９年度 地域児童育成会(学童保育)入所児童募集要項

1 地域児童育成会とは

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活支援を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 手続きの流れ

(1) 書類のダウンロード 令和８年11月２日(月)～

申請はオンライン申請もしくはご自身で申請書を印刷し提出してください。

申請書類は宝塚市ホームページ(ID:1063870)からダウンロード可能です。

◎保育園児がいるご家庭は就労証明書を保育所の現況届にも使用できる場合がありますので就労証明書の写しを１部お手元にとっておいてください。

(2) 早期申請(令和９年４月からの入所を希望される方)

対象者:新１～３年生及び新１～６年生の支援を要する児童

	受付期間	入所決定
早期申請一次	令和８年11月４日(水) ～令和８年11月30日(月)必着※1	12月下旬 ※2
早期申請二次	令和９年 １月６日(水) ～令和９年 １月15日(金)必着※1	１月下旬 ※2

対象者:全学年

	受付期間	入所決定
早期申請三次 ※3	令和９年 ２月１日(月) ～令和９年 ２月10日(水)必着※1	２月下旬 ※2

※1 アフタースクール課・育成会に持ち込みの締切は各受付最終日の午後５時まで
オンライン申請の締切は各受付最終日の午後11時59分まで

※2 支援を要する児童の入所決定は受入れ体制が整い次第の決定になります。

※3 新４～６年生(支援児除く)の高学年は早期申請三次から申請可能です。

(3) 入所準備説明会

各小学校における新１年生入学説明会終了後(１月～２月)に育成会の入所準備説明会を行います。
別紙、入所準備説明会の日程をご確認いただき必ずご出席ください。

※ 校区によっては新１年生入学説明会の日とは別日で開催する場合があります。

(4) 面談

入所が決定した新規入所者は面談(15分程度)を実施します。
期間:令和９年２月１日(月)～
場所:入所が決定した各育成会室にて

3 入所資格及び対象児童

育成会に入所できる児童は、次の要件をすべて備えていることが必要です。

(1)令和 9 年(2027 年)4 月 1 日現在、宝塚市立小学校に在学または、宝塚市内に在住し(原則、住民票が宝塚市にあり、実際に居住している)、小学校に就学する 1 年生から 6 年生の児童であること。

※令和 9 年(2027 年)4 月 1 日現在、在籍する宝塚市立小学校の地域児童育成会への入所申請となります。
私立・国立の小学校在籍の方はお住まいの小学校区の地域児童育成会への入所申請となります。

(2)就労(注 1)や長期にわたる疾病(注 2)等の理由により、保護者が昼間家庭にいない児童であること。

(3)活動に継続性を持たせるため、週 3 日以上出席できる児童であること。

(注 1)保護者の就労要件

・早期申請受付に関しては、4 月 1 日に就労していること。
・月曜日～土曜日の間で週 3 日以上(1 か月に 12 日以上)の勤務があること。
・勤務終了時刻が午後 2 時 30 分以後(1 年生については午後 2 時以後)であること。
・午後からの勤務の場合は勤務開始時刻が午後 4 時以前であること。

(注 2)長期にわたる疾病等の場合の要件については、アフタースクール課へお問い合わせください。

※保護者が育児休業を取得する場合は、入所の対象になりません。

4 入所申込の方法

提出書類については入所案内の P21 をご確認ください。

新規の方は原則、下記の方法でご申請ください。

郵送の場合	必要書類を下記の宛先に送付してください。**(受付期間内必着)** **〒665-8665　宝塚市東洋町 1 番 1 号** **宝塚市役所子ども未来部アフタースクール課宛** **※必ず封筒に「小学校名」・「新学年」・「児童氏名」・「住所」・「令和 9 年度地域児童育成会入所申請書在中」と記載してください。** **(送料不足にならないようお気をつけください。)**
児童または兄弟が育成会に在籍中の場合	育成会の連絡帳に挟んで提出してください。その際は、1 名分ずつ封筒に入れて、封筒の表面に児童氏名を記載した状態で提出してください。 郵送での提出も可能です。
オンラインで申請する場合	右の二次元コードの、マイナポータルより申請してください。 ※スマートフォン・パソコンからご申請ください。

(注)同じ小学校区内にあり、市の補助を受けている民間放課後児童ｸﾗﾌﾞ との同申請期間中での重複申込はできません。

※アフタースクール課・育成会に直接持ち込む場合について

原則、オンラインでの申込方法を推奨しておりますが、申請期間中、アフタースクール課・育成会に直接持ち込むことも可能です。その場合、アフタースクール課へは午後 5 時まで、育成会へは午後 1 時～午後 2 時または午後 4 時 30 分～午後 5 時の間に持ち込んでください。

育成会は保育中のため内容の確認はできません。新規の方はなるべくアフタースクール課に持ち込んでください。

5 入所の選考及び決定

(1) 早期受付期間内(一次・二次・三次受付)の申請

早期申請受付終了後、下記のとおり入所決定を行います。

早期申請期間によって入所決定の時期が異なりますのでご注意ください。

順位	受付期間	順位付け方法	入所決定日
1	一次受付(新1～3年生・支援を要する児童)	就労状況等の点数	12月下旬
2	二次受付(一次受付で待機になった新1～3年生)		1月下旬
3	二次受付(新1～3年生・支援を要する児童)		
4	三次受付(一次、二次共に待機になった児童)		2月下旬
5	三次受付(二次受付で待機になった児童)		
6	三次受付(新1～3年生・支援を要する児童)		
7	三次受付(新4～6年生)		

新1～3年生・新1～6年生の支援を要する児童が優先的に入所となります。

(支援を要する児童の入所決定は育成会の受入体制が整い次第の決定になりますので2月下旬～3月上旬に入所決定となります。)

一次受付で定員を超えている場合は、保護者の就労日数および就労時間、家庭状況(父子・母子家庭等)、児童の学年等により点数計算を行い、点数の高い児童から入所を決定します。また、定員を超えた児童については、待機していただくこととなります。

※採点表については地域児童育成会のホームページ (ID:1063847)をご確認下さい。

(2) 早期受付期間後の申請(3月3日以降にご申請ください)

要件を満たしており定員に余裕がある場合は、申し込み順に入所を決定します。

入所日につきましては後日送付します「入所許可通知書」にてお知らせします。

また、定員を超えている場合は申し込み順に待機していただくことになります。

※3月3日(水)～3月12日(金)の期間中、同日に複数の申請があった場合は点数計算を行い点数の高い児童から入所を決定します。また、定員を超えた児童については、待機していただくこととなります。

6 定員

各育成会の定員は「宝塚市立地域児童育成会一覧」をご覧ください。

また、定員を超えた場合は、待機していただくことがありますが、その場合の取り扱いは、「5　入所の選考及び決定」に記載のとおりとなります。

7 開所日及び開所時間

(1) 学校がある時　月曜日から金曜日 放課後から午後5時まで

(2) 土曜日及び冬、春休み、学校行事代休日、入学式、卒業式

午前8時30分から午後5時まで

夏休みの平日は午前8時15分から午後5時まで

(3) 冬時間 11月から1月の間は下校が午後4時30分となります。

(日没時間が早くなるため、児童の下校時の安全を考慮しています。)

◎新1年生は4月1日(木)から入学式の4月9日(金)までは送迎が必要となります。

※児童の安全を考慮しご対応をお願いします。

8 延長保育

希望制による最大午後7時までの延長保育を実施します。(P5.6「地域児童育成会延長保育説明書」を参照)

9 休所日

(1) 日曜日、国民の祝日、国民の祝日の振替休日
(2) 盆休み　　8月13日から日曜日を除く3日間
　　(令和9年度は8月13日、14日、16日)
(3) 年末年始　　12月29日から1月4日

10 費用について(令和9年度から、育成料及び延長保育料は以下のとおり変更となります。)

育成料は月額**10,000円**です。支払日は原則当月末日です。
延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて次の延長保育料が加算されます。
(1) 午後6時00分まで利用　**2,000円**
(2) 午後6時30分まで利用　**3,000円**
(3) 午後7時00分まで利用　**4,000円**
※延長保育を利用しなかった月も、登録があれば延長保育料がかかります。

(ご注意)口座振替の場合、当月分を月末に引き落とします。月末が金融機関休業日の場合、翌営業日に引き落とされます。夏休み等で1か月育成会を休まれる場合も育成料は必要です。月途中の入所及び退所についても、その月の育成料が必要です。育成料の減免の制度がありますので、P9.「育成料の減免について」をご参照ください。また、育成料とは別に、年度当初に保護者懇談会を開催し保護者の皆様で、おやつ代等の実費負担額を決めていただきます。(令和8年度は月額2,000円～2,500円)
※おやつ代は減免制度の対象外となります。

11 支援を要する児童について

(1) 運営委員会 ： 入所決定の前にお子様を安全にお預かりさせていただくために保護者、学校長、アフタースクール課及び育成会の支援員で話し合いの場を設けますので必ずご出席ください。

(2) 入所決定日 ： 運営委員会後、育成会の受入体制が整い次第の決定になります。
「5 入所の選考および決定」に記載している入所決定日以降になる場合があります。

(3) 送迎　　： 育成会への登下校については、保護者の送迎が必要です。

12 育成会保育中の保険について

育成会での保育中(放課後や土曜日、長期休業中等)に生じたケガなどについては学校で加入している保険は適用されません。
そのため、入所決定後にご案内する公益財団法人スポーツ安全協会が実施している「スポーツ安全保険」(年間掛金800円)への加入を推奨しています。
「スポーツ安全保険」に加入しない場合は、各ご家庭で育成会活動中のケガについて対応できる保険に加入ください。

地域児童育成会延長保育説明書

1 延長保育の目的

宝塚市立地域児童育成会(以下「育成会」という。)に入所する児童の保護者の就労形態の多様化等による保育時間延長需要に応え、保護者が帰宅するまでの間の児童の安全を確保し、もって児童の健全な育成を図ることを目的とします。

2 延長保育の対象児童(対象児童の要件)

(1)育成会に入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後 5 時以降(11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間は、午後 4 時 30 分以降)も保育することが真に必要であると認められる児童であること。

(2)保護者または保護者の代理(高校生以上)による「迎え」が可能な児童であること。

3 延長保育を実施する日及び時間

(1)実施日は、月曜日から金曜日です。土曜日及び 3 月 31 日は実施しません。
また、育成会施設の工事その他やむを得ない事由により、実施しない日があることがあります。

(2)利用時間は、育成会の閉所時刻である午後 5 時(11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間は、午後 4 時 30 分)から利用時間に応じ「午後 6 時まで」、「午後 6 時 30 分まで」、「午後 7 時まで」の中から選択することができます。

4 延長保育を実施する育成会の要件及び決定

(1)延長保育の要件を満たす児童が 5 名以上の育成会で実施します。
ただし、西谷小学校地域児童育成会は1名以上で実施します。

(2)令和 9 年 4 月 1 日から延長保育を希望される保護者に、育成会の早期申請受付期間内(下記、※参照)に入所申請書と合わせて、延長保育希望調査兼申請書を提出していただきます。

※ 早期申請受付期間

<u>低学年</u>

早期申請一次…	令和 8 年 11 月 4 日(水)	～	令和 8 年 11 月 30 日(月)
早期申請二次…	令和 9 年 1 月 6 日(水)	～	令和 9 年 1 月 15 日(金)

<u>全学年</u>

早期申請三次…	令和 9 年 2 月 1 日(月)	～	令和 9 年 2 月 10 日(水)

①この期間中に提出された延長保育希望調査兼申請書数により延長保育の実施を決定しますので、必ずこの期間内に提出してください。

②延長保育を実施する要件を満たさず、延長保育を実施しない育成会については、延長保育を実施しない旨お知らせします。

(3)原則として、年度途中での延長保育の開始または中止はしません。

5 延長保育の申請と許可

(1)延長保育の要件を満たす児童が 5 名以上の育成会については延長保育希望調査兼申請書に基づき延長保育の許可決定を行います。
ただし、西谷小学校地域児童育成会は1名以上で実施します。

(2)延長保育の許可は、入所許可と合わせて通知します。

6 年度途中の延長保育について

延長保育を実施する育成会については、入所後の延長保育申請・利用時間の変更・取消が可能です。希望する月の前月の 15 日までに各書類を提出してください。

7 延長保育する児童のお迎えについて

延長保育の児童につきましては、必ず定時までに保護者または保護者の代理人(小・中学生によるお迎えは認めておりません。)のお迎えをお願いします。
また、車でのお迎えはご遠慮ください。

8 下校時の保険について

学校のある日は、通常の下校と同様に独立行政法人日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰの災害共済制度が適用されます。
ただし、通常の下校方法と異なる方法やルートで下校した場合は、適用されません。

9 延長保育を使用しない児童の下校について

延長保育を使用しない児童につきましては、午後 5 時(11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間は、午後 4 時 30 分)に集団で下校します。

自営業に従事する保護者の就労証明書の作成者と添付資料について ＊証明者欄…就労証明書右上の「証明日」～「記載者連絡先」

自営業主ですか？

いいえ → 勤務先が就労証明書を作成
※自営業者の従業員として就労している場合も含む。

はい ↓

法人格はありますか？（株式会社・合同会社等）

はい → ご自身または法人の担当者が就労証明書（証明者欄＊を含むすべて）を作成

いいえ →

○開業届を提出済の場合
ご自身で就労証明書（証明者欄を含むすべて）を作成＋**開業届の写しを添付**

○開業届未提出の場合
ご自身で就労証明書（証明者欄を含むすべて）を作成＋**下記のいずれかの書類の写しを添付**
【確定申告書（第一表のみ）、営業許可証】
※提出いただいた書類で事業を行っていることが確認できない場合は追加書類の提出を求めることがあります。

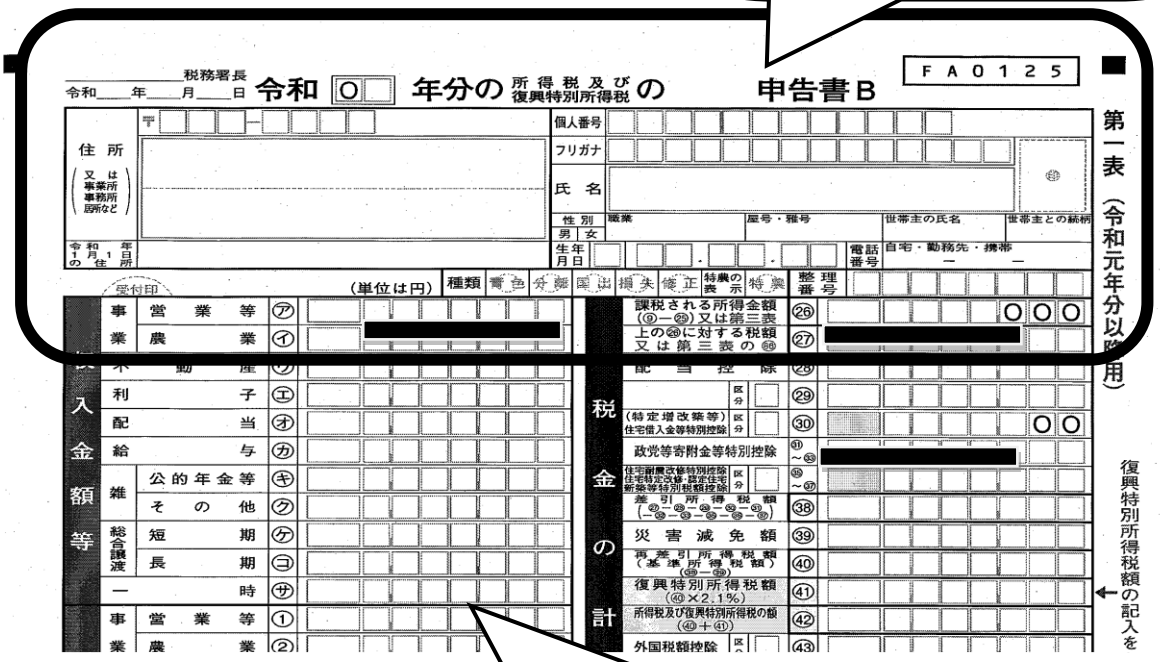
○主要取引先等第三者がいる場合
ご自身で就労証明書の証明者欄以外を作成＋**取引先等にて証明者欄を記入**
※取引先の法人格の有無は問いませんが、屋号の記入が必要です。（個人名での証明・法人格の無い親族の証明は不可）
例）○ラーメン田中　×田中　太郎

○上記以外
保育が必要であると認められませんので、特別な事情がある場合はアフタースクール課までご相談ください。

【確定申告書写しの提出方法】

確定申告書写しは第一表のみ提出してください。

枠内の情報が記載されているものを
ご準備ください。
（職業欄が空欄の場合は
受付できない場合があります。）



金額の部分は気になる方は
黒塗りしていただいても構いません。

書類についてのご質問等ございましたら、アフタースクール課へお問い合わせください。

育 成 料 の 減 免 に つ い て

1. 育成料の減免

次の事項に該当する場合は、育成料が減額または免除されます。

※減免の判定の対象となるのは、令和 8 年度課税状況（令和 7 年分所得）です。

(1)生活保護法による被保護世帯 ――――――――――――――――― 免除

(2)令和 8 年度市民税の所得割が非課税の世帯 ――――――――――――― 免除

(3)令和 8 年度市民税の所得割の額が 6 万円未満の世帯 ――――――――2 分の 1 減額

(4)令和 8 年度市民税の所得割の額が 6 万円以上 18 万 7,500 円未満の世帯

――――――――――――――――――――――――――――――――4 分の 1 減額

(5)同一世帯において 2 人の児童を入所させた場合、2 人目の児童の育成料

――――――――――――――――――――――――――――――――2 分の 1 減額

(6)同一世帯において 3 人以上の児童を入所させた場合、3 人目以降の児童の育成料

――――――――――――――――――――――――――――――――免除

※上記(2)～(4)において、世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、
市民税所得割の額の合計額になります。

2. 減免申請の手続きについて

①上記(1)～(4)に該当する世帯が育成料の減免を受けようとする場合、育成料減免申請書を地域児童育成会入所申請書と一緒に提出してください。

②上記(1)に該当する世帯については、育成料減免申請書とともに、福祉事務所長の発行する「生活保護適用証明書」が必要となります。

③令和 8 年度の市・県民税が宝塚市以外で課税されている方（令和 8 年 1 月 1 日宝塚市に居住されていなかった方）は、当該地の**課税証明書**を添付してください。

④令和 8 年 1 月 1 日時点の住所地が海外の方は、海外で得た令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの総所得が分かるものを添付してください。

対 象 世 帯	必 要 書 類
上記(1)の世帯	育成料減免申請書、生活保護適用証明書
上記(2)～(4)の世帯	育成料減免申請書
上記(5)(6)の世帯	不 要

3.税制改正により、廃止又は縮小された扶養控除のみなし適用について

平成 22 年度の税制改正において、「年少扶養控除(16 歳未満)」及び「16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分」が廃止されましたが、この税制改正により、利用者の負担増にならないようにするため、令和 9 年度(2027 年度)の育成料の減免にあたっては、扶養控除の廃止または縮減が無かったものとして税制改正前の市民税所得割を再計算し、減免対象額が税制改正前と同水準となるように取り扱います。

≪税制改正される前の市民税所得割 計算方法≫

令和 8 年度市民税所得割額(※) －(A×330,000 + B×120,000) × 6%

A:年少扶養控除対象者(16 歳未満)の人数

B:特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

令和 8 年度市民税課税における対象となる扶養親族の生年月日

年 少 扶 養 親 族 :平成 22 年 1 月 2 日～令和 7 年 12 月 31 日生まれ

特定扶養控除上乗せ分:平成 19 年 1 月 2 日～平成 22 年 1 月 1 日生まれ

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「納税通知書」で確認できます。

なお、市民税の所得割額の算出にあたっては、簡易な税額の計算方法で説明しています。

4.寡婦(夫)控除のみなし適用について

令和 3 年度(2021 年度)までの育成料について、市・県民税、所得税の寡婦(寡夫)控除が、非婚のひとり親家庭には適応されなかったことから、平成 26 年度より非婚のひとり親家庭に対し、地域児童育成会育成料の減免制度において寡婦(寡夫)控除をみなし適用していました。

しかし、令和 2 年度の税法改正により、非婚のひとり親家庭においても同様の控除が適用されることとなったため、令和 4 年度(2022 年度)からは申請は不要となります。

地域児童育成会の入所申請にかかる取り扱いについて

標記の件について、地域児童育成会への入退所に関しまして、円滑な運営のため下記のとおりとしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 申請に変更(勤務先・勤務時間)があった場合

①申請後、内容等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
4月1日時点での変更内容が入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。(例：4月1日時点、失業等で就労されていない場合など)

②待機児童のいる学校は、就労証明で提出された勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合 5 月、あるいは 4 月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。
(4月1日入所の方が対象となります。)

2 提出した就労証明書の内容が予定の場合

①勤務開始後、再度就労証明書の提出が必要な方には、入所許可通知にその旨同封しますので速やかに提出してください。
内容を確認し、入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。

②待機児童のいる学校は、再提出された就労証明書の勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合 5 月、あるいは 4 月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果により、待機順位の繰り上げを行うことはありません。
(4月1日入所の方が対象となります。)

3 就学、職業訓練等による申請の場合

在学証明書あるいは合格通知書と今年度の時間割(カリキュラム)の写しを提出してください。また、4 月当初に令和 9 年度の時間割を再提出していただきます。その場合の取扱いは、以下のとおりです。

① 入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。

② 待機児童のいる学校は、提出された時間割(カリキュラム)をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合5月、あるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果により待機順位の繰り上げを行うことはありません。

4 育児休業取得後復職予定で申請する場合について

宝塚市立地域児童育成会の早期入所申請にあたり、育児休業取得後復職の保護者の方は、4 月中に復職することが申請条件です。早期申請の際は、就労証明書の№9「育児休業の取得」欄を事業所に証明してもらい提出してください。

復職後は、速やかに下のお子さんが 4 月から保育施設に入所することがわかる書類（内定面接通知書）と【4 月中に復帰したこと】がわかる就労証明書を再度提出してください。

※待機のある育成会については、復職後に提出いただいた就労証明書の内容（勤務時間、日数）で再計算します。その結果、待機になった場合 5 月、あるいは 4 月途中からでも待機へ繰り下げを行います。また、再計算の結果により待機順位の繰り上げを行うことはありません。

なお、就労証明書で 4 月中に復職したことが確認できない場合や、内定面接通知書の提出がなく、4 月 2 日以降に就労を始めた場合は、入所許可を取り消します。

宝塚市立地域児童育成会の入所許可の取り消しに関する基準

宝塚市立地域児童育成会において、入所児童及び職員の安全、地域児童育成会の安定的な運営に影響を及ぼすまたはその恐れのある場合の入所の許可の取り消しを行う基準を以下のとおり定める。

入所児童またはその保護者が以下の行為を行った場合、入所の許可を取り消すことができる。

1　入所の要件を満たさなくなったにもかかわらず退所（辞退）を行わない、または理由なくその事実の届け出を行わなかったとき

2　正当な理由なく育成料を 3 か月以上滞納し、督促にも応じなかったとき

3　育成料以外の保育に必要な費用を、理由なく長期にわたって支払わなかったとき

4　他の児童や職員に対し、暴力、暴言や迷惑行為等が著しく、保護者と協議を行っても改善が見られないとき

5　地域児童育成会の職員に対し、無理な要望を執拗に強要する行為、または脅迫行為を行ったとき

6　決められた延長時間までにお迎えを行わないことが累計 3 時間を超え、またその改善が見られないとき

7　その他、地域児童育成会業務の運営にあたり、著しく支障があると市長が認めるとき

入所申請についての Q&A

申請書類に関すること

1 いつの時点の就労証明書を提出すればいいですか?

◎早期申請の方は新年度の 4 月 1 日時点の勤務内容・勤務先の就労証明書を提出してください。早期申請以降に申請される場合は入所される時点の勤務内容・勤務先の就労証明書を提出してください。

2 就労証明書は本社と支店どちらで証明してもらえばよいですか?

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、支店で証明された場合は、支店が変わった際に再度新しい就労証明書を出していただく必要があります。

3 複数の会社を掛け持ちして勤務している場合、就労証明書はどのように提出したらよいですか?

◎それぞれの勤務先で就労証明書の記入をお願いしてください。提出されたすべての就労証明書の合計で就労要件の確認や定員を超えた場合の点数付けを行います。
※就労日数等確認のため追加書類(ｼﾌﾄ表等)の提出をお願いする場合がございます。その場合は速やかにご提出ください。

4 派遣会社に勤務している場合、就労証明書は派遣元と派遣先のどちらで取ればよいですか?

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、派遣先で証明された場合は、派遣先が変わった際に再度新しい就労証明書を提出していただく必要があります。

5 通学で申請をする場合、どのような書類を提出すればよいですか?

◎在学証明書あるいは合格通知書と今年度の時間割(カリキュラム)の写しを添付してください。また、4 月以降に新年度の時間割(カリキュラム)を再提出してください。提出書類の詳細については、アフタースクール課へお問い合わせください。

6 きょうだいで育成会を申請する場合は、就労証明書は人数分必要ですか?

◎就労証明書の原本は 1 通でもかまいません。その場合、原本を下の学年のお子さんの申請書に添付し、上の学年のお子さんには写しを添付してください。

7 下の子の保育所用の就労証明書の写しでも申請可能ですか?

◎就労証明書の写しでの申請は可能ですが証明日や記載内容によっては保護者様や勤務先への聞き取りや再提出をお願いすることがあります。

8 両親が別居中または離婚調停中の場合の就労証明書は必要ですか?
就労証明書の提出ができない場合の堤出書類や申請書の書き方はどうすればよいですか?
◎別居中であっても基本的には、両親の就労証明書が必要です。
離婚調停中は、就労証明書に代わる書類として、調停の証明資料の写しを提出してください。
DV の場合は、DV により避難していることを証明する書類、一年以上の連絡がない場合は警察へ届け出たことを証明する書類が必要です。
いずれも離婚が成立していなければ、別居同居に関わらず申請書には両親の氏名を記入してください。

9 障害者手帳申請中の場合は、支援を要する児童として申請できますか?
◎障碍福祉課に提出した申請書の写しを付けることで、支援を要する児童として申請できます。ただし、障害者手帳が取得できなかった場合、待機のある学校区については、点数の繰り下げを行います。

10 受付されない就労証明書はどのようなものですか?
◎以下の就労証明書は受付ができません。
・就労要件を満たしていないもの(P2 3 入所資格及び対象児童 参照)
・証明日が提出日から 3 か月以上前のもの
例外:早期申請一次で提出した就労証明書のコピーを早期申請三次で使用する場合
・保護者自身が証明しているもの(自営業の方は P7 参照)
・修正テープ、消せるペン等で記入しているもの
(修正する場合は二重線で修正してください。)

11 自営業の添付書類である開業届、営業許可書(証)、確定申告書の写しとはどのようなものですか?
◎開業届とは、個人が事業を始めたことを税務署に知らせるための書類です。
最寄りの税務署の窓口か、国税庁のホームページで入手できます。
市区町村に開業届を提出すると、その後に開業届出済証明書を発行してもらうことができます。
また、税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出し、その後交付される「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出すると、開業届の写しをもらうことができます。2 週間から 1 か月ほどかかります。
◎営業許可書(証)とは、飲食店を開業するときに必要であり、保健所へ営業許可申請書を提出して検査に合格することにより取得できます。営業許可がおりると保健所から交付されます。
◎確定申告書写しとは、個人事業主が所得税額を確定させるために、税務署への申告する際の書類の写しです。(申告前にコピーを取っておいてください)

12 1年更新の契約社員なので就労証明書の雇用継続の欄に有(予定)となっているのですが申請できますか?
◎有(予定)及び未定でも申請は可能です。ただし、未定の場合は保護者の申立書が必要となります。

13 夫が単身赴任で海外勤務なのですが就労証明書は必要ですか?
◎海外勤務の場合も単身赴任同様、指定の就労証明書が必要となります。
就労証明書の提出ができない場合は受付できません。

入所要件に関すること

1 保育所の慣らし保育の関係で 4 月中旬に育児休業から復帰予定ですが、早期申請はできますか?
◎4 月中に復職する場合は申請できます。早期申請の際は、4 月中に育児休業から復職予定であるという就労証明書を提出してください。その後、保育所の入所が決定しましたら保育所へ入所することがわかる書類(保育所の内定面接通知書)を提出してください。提出がない場合は、4月1日に復職することが入所の要件となりますので、ご注意ください。

2 病気療養中ですが、入所できますか?
◎長期の療養が必要で、放課後に養育ができない場合は申請できます。
早期申請の場合は、4 月以降も引き続き療養が必要であれば、申請が可能です。
申請の際は、長期の療養が必要で、放課後に養育ができないことがわかる診断書と申立書を提出してください。また、診断書は、提出日より 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
※診断書はアフタースクール課指定のものを提出してください。
アフタースクール課、育成会、ホームページ(ID:1063870)で配布しています。
保育所等の申請では利用できませんのでご注意ください。

3 家族の介護で入所できますか?
◎施設等への通所により、保護者の付き添いが必要なため放課後に養育ができない場合は入所可能です。
提出書類については介護保険被保険者証または障害者手帳等の写し、診断書に加え、介護等申立書の提出が必要です。

4 ボランティア活動や団体の役員、文化講座、カルチャー教室の受講等を理由に入所することは可能ですか?
◎育成会は、保護者の就労や長期にわたる疾病等が主たる入所条件になりますので、質問のような事情では入所申請を受けていません。

5 育児休業中の場合の入所申請はいつからできますか?
◎早期受付の場合、4 月中に復職するのであれば早期受付期間中の申請が可能です。早期受付期間以外の場合は、復職の 1 か月前から申請が可能です。

6 産前・産後休業中でも入所はできますか?
◎4 月 1 日時点で産前・産後休業を取得される予定の方は早期受付でも申請いただけます。入所後に産前・産後休業を取得される方につきましても引き続きご入所いただけます。
ただし、産前・産後休業終了後、育児休業を取得される場合は産前・産後休業が終了する月末で退所となります。

7 契約上の勤務時間は入所要件にあてはまりませんが、ほぼ毎日残業していて残業時間を含めると入所条件を満たしています。この場合、申請できますか?
◎契約上の勤務時間で判断しますのでこの場合、申請できません。

8 現在市外に住んでおり、宝塚市に引っ越す予定です。申請できますか?
◎入所資格の確認のために、引っ越し先が確認できる書類(建物売買契約書や登記簿抄本、建物賃貸契約書の写し等)を添付することで申請できます。添付する際は、①引っ越し先の住所②契約者名③引き渡し日が確認できるようにコピーしてください。入所申請書には、市外の住所と引っ越し予定の住所両方をご記入ください。

9 入所要件に原則、住民票が宝塚市にあり、実際に居住しているとありますが理由があり住民票を宝塚に移すことができません。申請できますか?
◎別途提出書類が必要にはなりますが理由により申請していただくことは可能です。一度アフタースクール課へお電話ください。(直通:0797-77-2030)

延長保育に関すること

1 延長の利用時間は任意で決めることができますか?
◎勤務時間と通勤時間をあわせて午後 5 時以降となる場合は、延長の利用時間は任意で決めることができます。

2 勤務時間と通勤時間を足しても午後 5 時に満たないですが、残業等の理由で、午後 5 時以降となる場合は、延長保育を申請できますか?
◎申立書に上記の理由を記載していただくことで、申請できます。

3 病気療養中でも延長保育は利用できますか?

◎延長保育は、『地域児童育成会に入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後 5 時以降も保育することが真に必要であると認められる児童であること』としているため、病気療養中の場合は延長保育を利用できません。

育成料に関すること

1 きょうだいで入所する場合、減免はありますか?また、その際減免申請は必要ですか?

◎同一世帯で 2 人の入所があった場合は、年齢が下の児童については育成料が半額となります。同一世帯で 3 人以上が入所される場合は 2 人目が半額、3 人目以降は免除となります。申請は不要です。

2 宝塚市に引っ越してきたのですが、減免申請をする際に注意すべき点はありますか?

◎令和 8 年 1 月 1 日に宝塚市以外にお住まいだった方は、令和 8 年度課税証明書が必要となります。

なお、海外在住の場合は、海外で得た令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの総所得がわかるもの(日本語以外の場合は翻訳したもの)を添付してください。

就労証明書等提出書類一覧

	申請状況	必要な申請書	備考
1	就労	就労証明書	・必ず記入担当者の名前を記載したもの。
2	自営業	・就労証明書＋ ・開業届 ・営業許可書（証） ・確定申告書 （いずれか一点（写し））	・必要書類の添付が難しい場合は、取引先の証明でも構いません。
3	疾病による申請	・申立書＋診断書（原本）	診断書はアフタースクール課指定のもの。
4	就学、職業訓練等による申請	・在学証明あるいは合格通知 ＋今年度のカリキュラムの写し	
5	育児休業からの復帰	・就労証明書（予定） （育児休業の期間・復職日を必ず記入して下さい。） ※4月中の復職が条件になります。 ・下のお子さんの「保育園内定面接通知書」（取得後）	
6	産前・産後休業取得予定・取得中	・就労証明書(予定) （産前・産後休業の期間・復職日を必ず記入してください。）	産前・産後休業後 ・職場復帰される場合 →引き続きご入所いただけます。復帰後速やかに就労証明書を提出してください。 ・育児休業を取得される場合 →産前・産後休業が終了する月の末で退所となります。
7	就労予定による申請 （これから就職）	・就労証明書(予定) （４月１日に勤務している事）	

※場合によっては追加の書類の提出をお願いする場合がございます。

上記以外での申請・必要書類に関しましてはアフタースクール課までお問い合わせください。

宝塚市立地域児童育成会一覧

名　　称	所　在　地	電話（直通）	定員
仁川小学校地域児童育成会	仁川宮西町１番25号	0798-51-7917	80
高司小学校地域児童育成会	高司４丁目４番55号	0797-74-3243	80
良元小学校地域児童育成会	小林５丁目２番42号	0797-71-1027	80
光明小学校地域児童育成会	光明町８番40号	0797-71-1024	40
末成小学校地域児童育成会	末成町１番１号	0797-71-1050	80
末広小学校地域児童育成会	末広町３番１号	0797-71-1033	80
西山小学校地域児童育成会	野上６丁目２番１号	0797-71-1070	80
逆瀬台小学校地域児童育成会	逆瀬台６丁目１番１号	0797-71-1051	58
宝塚第一小学校地域児童育成会	野上１丁目３番35号	0797-71-1075	80
すみれガ丘小学校地域児童育成会	すみれガ丘１丁目５番１号	0797-87-1421	80
宝塚小学校地域児童育成会	川面１丁目７番34号	0797-84-2521	80
売布小学校地域児童育成会	売布ガ丘１番20号	0797-84-2811	80
小浜小学校地域児童育成会	小浜４丁目７番10号	0797-84-2707	90
美座小学校地域児童育成会	美座２丁目６番１号	0797-84-2644	80
安倉小学校地域児童育成会	安倉中６丁目１番１号	0797-84-2839	80
安倉北小学校地域児童育成会	安倉北５丁目１番１号	0797-84-2830	80
長尾小学校地域児童育成会	山本東１丁目10番10号	0797-88-4343	80
長尾南小学校地域児童育成会	山本南２丁目10番１号	0797-88-4339	120
丸橋小学校地域児童育成会	山本丸橋４丁目13番１号	0797-89-8073	80
中山台小学校地域児童育成会	中山桜台４丁目12番１号	0797-88-4385	120
山手台小学校地域児童育成会	山手台西３丁目１番１号	0797-88-3474	140
長尾台小学校地域児童育成会	長尾台１丁目１番１号	072-759-0830	58
西谷小学校地域児童育成会	大原野字石保34番地の１	0797-91-1004	40

宝塚市　子ども未来部　アフタースクール課　　電話0797-77-2030（直通）
〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号（宝塚市役所内）

2026年　4月版

【提出書類チェックリスト】　提出は不要です

入所申請にあたって、下記の書類が必要となります。提出前に必要書類を確認のうえ、☑を付けてください。
提出書類の記入もれや提出もれにご注意ください。

≪必ず提出が必要な書類≫

①誓約書　□　②入所申請書①　□　③入所申請書②　□　④児童調書　□　⑤ 保育できない状況を証明する書類

申請理由	必要書類	父	母	その他	備考欄
就労	就労証明書 ※保育園児がいるご家庭は就労証明書を保育園の現況届にも使用できる場合がありますので就労証明書の写しをお手元に1部とっておいてください。	□	□	□	就労証明書の内容が予定の証明で申請される場合は、入所後すみやかに就労証明書を提出してください。
	【自営業の方】開業届、営業許可書（証）、確定申告書の写しいずれか ※提出が難しい方はお問い合わせください。	□	□	□	
疾病、負傷等	【病気療養中】診断書／申立書	□	□	□	放課後に養育ができない状況が明記されているものを提出してください。
	【障害】障害者手帳の写し／申立書 ※精神福祉手帳３級所持の方は、診断書も必要	□	□	□	
家族の介護	介護等申立書/障害者手帳等の写し、診断書（原本）いずれか	□	□	□	
就学、職業訓練	在学証明書あるいは合格通知の写し／ 令和8年度のカリキュラムの写し	□	□	□	4月当初に令和9年度の時間割を提出してください。
その他	アフタースクール課へご相談ください				

※①～⑤の書類に不備や提出もれがある場合、

入所要件を確認できないため、申請が受理できません。

≪必要に応じて提出していただく書類≫

⑥夏期臨時地域児童育成会変更利用申請書

必要書類	チェック欄	備考欄
夏期臨時地域児童育成会変更利用申請書	□	希望者のみ

⑦減免申請

育成料減免申請書	□	対象者のみ
令和8年度課税証明書（令和7年分所得）	□	令和8年1月1日に宝塚市以外に住民票があった方
生活保護適用証明書	□	生活保護世帯の方

⑧延長保育申請

延長保育希望調査兼申請書	□	希望者のみ
申立書	□	勤務時間と通勤時間を足して午後5時に満たない場合のみ

⑨その他

「療育手帳」または「身体障害者手帳」の写し	□	児童が手帳を持っている場合
「建物売買契約書」または「建物賃貸借契約書」等の写し	□	転入・転居予定の場合
アレルギー調査票等	□	対象者のみ ※対象の方には後日、配布いたします。

≪最終確認≫

誓約書、入所申請書の保護者欄に自署または記名押印されていますか？	□	
記入漏れ、押印漏れ、添付漏れはありませんか？	□	

◎申請書類は、アフタースクール課、各地域児童育成会室、宝塚市ホームページにて入手可能です（ID：1063870）
◎令和9年度入所案内の内容をご確認のうえ、入所申請をしていただくようお願いいたします。

MEMO